

財団法人 日本余暇文化振興会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、日本余暇文化振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田松永町19番の2に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、生涯教育の理念を基調として余暇を利用した学習活動に関する研究調査を行うとともに、余暇を利用した学習活動推進のための事業を行い、もって豊かな人間形成と社会創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生涯教育の理念に即して行われる余暇を利用した各種の学習活動(以下「余暇学習」という)に関する調査研究と余暇学習に関する情報資料の提供
- (2) 余暇学習事業の実施、ならびに余暇学習及び学習者相互の連携に必要な施設の斡旋提供
- (3) 余暇学習に関する研究会、講習会(指導者育成のための研修会を含む)の開催
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 国からの補助金又は委託金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費

- (6) 寄付金品
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、また運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を得て処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合、ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第15条 この法人は、必要に応じ理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第17条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内(うち、会長1名、副会長若干名及び理事長1名、専務理事1名、常務理事1名とする)
- (2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び理事長、専務理事、常務理事を定める。

2. 特定の理事とその親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
3. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第19条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事長は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を執行する。専務理事、常務理事は理事長を補佐する。
4. 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期)

- 第21条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

- 第22条 役員は、次の各号の1に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決により役員を解任することができる。
- この場合、理事会及び評議員会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(役員報酬)

- 第23条 役員は、有給とすることができる。
2. 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員の選出)

- 第24条 この法人には、評議員21名以上30名以内を置く。
2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
 3. 特定の評議員とその親族その他特別の関係のある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
 4. 評議員は、役員を兼ねることはできない。
 5. 評議員には、第21条及び第22条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

- 第25条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問、参与)

- 第26条 この法人は、必要により理事会の議決を経て、顧問及び参与各若干名を置くことができる。
2. 顧問は、会長の諮問に答える。
 3. 参与は、この法人の事業に参与する。

(専門委員、講師)

- 第27条 この法人は、事業遂行上必要あるときは、専門委員及び講師その他、必要な職を置くことができる。
2. 専門委員会及び講師団に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

3. 専門委員及び講師は、有給とすることができる。

(職 員)

第28条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2. 職員は、会長が任命する。
3. 職員は、有給とする。
4. 職員に関する規定は、理事会の議決を経て会長が定める。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第29条 理事会は、毎年2回、会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第30条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第31条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会が必要と認めた事項

2. 前2条の規定は、評議員会に準用する。

この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、会議のつど、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第32条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 会員及び会費

(会員)

第33条 この法人は、この法人の趣旨に賛同し、法人の基本財産を寄付するもの及び会費を納入した者をもって会員とする。

2. 会員は次の3種とする。

維持会員 この法人の趣旨に賛同し、この法人に基本財産を寄付するもの

賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、入会金及び賛助会費を納めるもの

特別会員 この法人の趣旨に賛同する余暇に関する指導者、専門家、学

識経験者で入会金及び会費を納めるもの

3. 入会金及び会費は別に定めるところによる。

(入会)

第34条 会員になろうとする者は、入会金及び会費をそえて入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第35条 会員で退会しようとするものは、理由を付して、会長に退会届を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第36条 会員は次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退 会
- (2) 死亡、失喪宣言、又はこの法人の解散
- (3) 除 名

(除名)

第37条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

(会費の不返還)

第38条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第7章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数おのこの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第40条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数おのこの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散にともなう残余財産は、理事現在数及び評議員現在数おのこの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第42条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他、必要な書類及び帳簿
2. 前項の書類及び帳簿は、次項に定めるものを除くほか、永久保存としなければならない。
 3. 第1項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号、第12号の書類及び帳簿は、1年以上保存しなければならない。
 4. 第1項第1号及び第3号の書類、同項8号から11号までの書類及び役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第43条 この寄附行為施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て会長が別に定める。

(平成 15 年 7 月 28 日 文部科学大臣認可)

(平成 16 年 8 月 11 日 文部科学大臣認可)